

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、わが国の子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。女性の社会進出が進み、待機児童の慢性的な発生が課題となるなど、低年齢児からの保育ニーズの高まりも顕著となっています。また、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化により、子育て家庭が気軽に周りの人々から子育てに関する助言や支援を得ることが困難になっていることや、ライフスタイルの変化等により、課題が一層複雑・多様化しているといえます。

こういった社会の変化のなか、国においては、令和5年4月に「こども基本法」が施行、「こども家庭庁」が創設されました。これにより、これまで内閣府や厚生労働省に分散していた子ども・子育て支援事業や少子化対策が統合され、すべての子どもが健やかに成長できる社会をめざして、政策の一貫性と効果が向上しています。また、令和5年12月には「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現をめざした取組が推進されています。

また、令和6年6月に、「子どもの貧困対策推進法」が「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法（こどもの貧困解消対策法）」に改正されました。同法では、子どもの貧困の解消をめざして、現在の貧困の解消だけではなく、将来の貧困を防ぐこと、親の妊娠・出産時から、子どもが大人になるまでの段階にに応じて、切れ目なく支援が行われることなどの対策の強化が掲げられています。また令和6年4月に改正施行された「児童福祉法」において、市町村において「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置に努めることとされ、また地域子ども・子育て支援事業においても、地域子育て相談機関や家庭支援事業の新設、子育て短期事業や一時預かりの拡充など、訪問型支援・通所型支援・短期入所支援の種類・量・質の充実が図られ、親子関係の構築に向けた支援を行うことが盛り込まれています。

東大阪市（以下「本市」という。）では、令和2年3月に『第2期東大阪市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざし、子ども・子育てに関する施策を総合的に推進してきました。また、あらゆる施策において「子どもファースト」の視点を意識し実施するとともに、次世代への投資を加速することで、若者・子育て世代に選ばれる施策を進め、本市がめざす「つくる・つながる・ひびきあう ー感動創造都市 東大阪ー」の実現に向けて推進していきます。

現在、本市では子ども中心のまちづくりの拠点となる（仮称）こどもセンター・図書館複合施設の開設を計画しており、児童相談所と既存の相談窓口や子育て支援の機能が一体となって、子どもや家庭への支援を切れ目なく行う体制の構築や、計画的な職員の育成とともに、子どもの権利を尊重する新たな取組など、事業準備を着実に進めているところです。

このたび、『第2期東大阪市子ども・子育て支援事業計画』が令和6年度で計画期間が満了となることに伴い、近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、すべての子どもがすこやかに育ち、また、安心して子どもを生み育てることができるよう、『第3期東大阪市子ども・子育て支援事業計画』（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく法定計画です。「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」（以下「基本指針」という。）を踏まえて策定する、子ども・子育て支援に係る総合的な計画です。

また、こども基本法第 10 条では、市町村はこども大綱・都道府県こども計画を勘案し、「市町村こども計画」の作成に努めることとされています。本市においても、「第2次東大阪市子どもの未来応援プラン」及び本計画の内容を踏まえながら、「市町村こども計画」の策定を検討する必要があります。

【子ども・子育て支援法（第六十一条）】

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

3 計画の期間

本計画は、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの5年間を計画期間として設定します。

(年度)								
令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)	令和 13 (2031)
第 2 期計画		第 3 期 東大阪市子ども・子育て支援事業計画 (本計画)					第 4 期計画	

また、こども基本法第 10 条で市町村が策定に努めることとされている「市町村こども計画」については、令和6年度より検討を始めており、本計画や関連計画との整合性を図りながら、策定に向けて取り組みます。

4 計画の対象

本計画は、基本的に本市に在住する妊婦、概ね 12 歳未満の子どもと子どものいる家庭、地域、事業所、子育てに関する個人や団体等、市内の子どもと子育てを支える地域全体を対象とします。

ただし、本計画の基本理念を踏まえ、12 歳以上を対象とした施策も含んでいます。

5 計画の策定の体制

(1) 東大阪市子ども・子育て会議

東大阪市子ども・子育て会議条例に基づいて東大阪市子ども・子育て会議を設置しています。学識経験者、関係機関代表、公募市民等、幅広い分野の委員が参画しています。

各種調査等から導かれた子ども・子育て家庭のニーズを踏まえながら、本計画の検討を行います。また、東大阪市子ども・子育て会議条例の第8条の規定の中で、「子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。」とされていることから、部会を設置しています。

①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業選考部会

幼保連携型認定こども園、保育所（園）並びに地域型保育事業の実施主体の選考・決定を行います。

②特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会

保護者に保育が必要な事由（2号または3号認定）があり、かつ心身の発達支援を要する児童の保育施設入所等について検討・認定を行います。

③幼保連携検討部会

幼稚園・保育所（園）の連携を意識した就学前の子どもについての基本的な考え方や保育所（園）、幼稚園に対する市としての基本的な考え方について検討します。

④利用料等に関する検討部会

国の“公定価格”をもとに、保育所（園）や幼稚園、幼保連携型認定こども園や地域型保育事業の利用料を検討します。

(2) 庁内組織

①東大阪市子ども・子育て新制度推進委員会

本計画を策定するにあたり、子ども・子育て施策に関係する庁内関係部局の相互の連携を図るために、東大阪市子ども・子育て新制度推進委員会を設置しています。

②東大阪市子ども・子育て新制度ワーキングチーム

子ども・子育て施策に関係する庁内関係部局の担当者の相互連携を図るために、東大阪市子ども・子育て新制度ワーキングチームを設置しています。

(3) 東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

子ども・子育てに関する市民の実態とニーズを把握するために、就学前児童、小学生、産婦のいる世帯を対象にアンケート調査を実施しました。このアンケート調査は国が定める子ども・子育て支援事業の需要量の設定や、本計画における施策を検討するにあたっての基礎資料としています。

①アンケート調査の概要

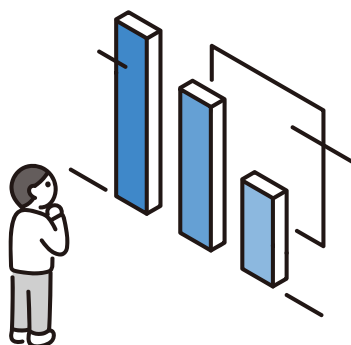
- 調査地域：東大阪市内全域
- 調査対象者：東大阪市内在住の「就学前児童」のいる世帯・保護者（就学前児童調査）
東大阪市内在住の「小学生」のいる世帯・保護者（小学生調査）
東大阪市内在住の「産婦」（産婦調査）
- 抽出方法：住民基本台帳より調査対象者を抽出
- 調査期間：令和6年2月15日から令和6年3月15日
※同年3月26日までに市役所へ届いた調査票は集計の対象としています。
- 調査方法：郵送による配布・回収を行いました。（WEB回答も可能としました。）

②調査対象ごとの配布部数と回収数及び回収率の内訳

就学前児童のいる世帯に5,600件、小学生のいる世帯に3,000件、産婦のいる世帯に400件配布し、合計9,000件の調査票を配布しました。

そのうち、有効回収数は合計で3,567件、有効回収率は39.6%となっています。

調査	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童調査	5,600 件	2,054 件	36.7%
小学生調査	3,000 件	1,307 件	43.6%
産婦調査	400 件	206 件	51.5%
合計	9,000 件	3,567 件	39.6%



(4) 在宅子育て家庭の座談会

アンケート調査では調査しきれない子育て中の保護者の生の声を聴き、子育て不安等の解消をめざして、在宅で未就学児の子育てをされている方を対象に、下記の日程で座談会を開催しました。

開催日	令和6年5月23日(木)	令和6年5月30日(木)
開催時間	10:00~11:30	10:00~11:30
開催場所	石切子育て支援センター	布施子育て支援センター
参加者数	7名	4名

(5) 子どもの意見を聴く取組

子どもの意見を聴く取組では、今回初の取組として留守家庭児童育成クラブに通われている子どもを対象に、実際に利用している子どもの声を聴くために、下記の日程でヒアリング・アンケートを実施しました。

実施日	令和6年8月13日(火)	令和6年8月15日(木)	令和6年8月16日(金)
実施場所	枚岡東留守家庭児童育成クラブ	弥栄留守家庭児童育成クラブ	弥刀留守家庭児童育成クラブ
参加児童数	6名	12名	14名

(6) パブリックコメントの実施

市民に計画策定に関する情報を広く提供するとともに、市民の意見を幅広く聴取し、本計画に反映させるために、令和6年12月20日(金)から令和7年1月20日(月)にかけて、パブリックコメントを実施しました。